

学校において予防すべき感染症の出席停止期間について

学校における感染症の拡大を防止するために、下記のような出席停止期間が決められています。

医療機関を受診し、学校感染症（下記参照）と診断された場合は、速やかに学校に連絡してください。医師の指示等に従って他の人に感染させるおそれなくなるまで療養してください。

登校できるようになったら「治癒報告書」を保護者が記入し、診療費明細書等のコピーを添付して学校へ提出ください。

	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」は、必ずしも出席停止の措置をとるものとして定められていないので、場合によっては出席停止にならないことがあります。

※「発症した後5日を経過」とは、発症日を0日目とし、その翌日を1日目と数えます。